

# 一般社団法人可視光通信協会 知的財産権規約

## (目的)

第1条 本規約は、一般社団法人可視光通信協会（以下「当法人」という。）における可視光通信システムの規格・標準化の研究と策定事業において、知的財産の取り扱いについて定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 用語の定義は下記の通りとする。但し、定款、規約などで別に定められているものはそれに従う。

- (1) 可視光通信規格 当法人で定めた規格。
- (2) 必須特許権等 可視光通信規格を実施する上で不可避な特許権及び考案、並びにこれらの権利に係る専用実施権及び仮専用実施権等。

## (適用範囲)

第3条 本規約は、当法人の全会員を対象とする。

## (規格の確認等)

第4条 可視光通信規格の策定は、理事会において別途定める手続により行うものとする。

2 会員は、当法人が可視光通信規格を策定するに際し、当該規格の内容を確認することができる。会員は、可視光通信規格に関し、理事会において別途定める手続に従い、以下のいずれかの条件で通常実施権等を許諾等することができない必須特許権等が存在しないか否かを確認するものとする。

- (1) いかなる者に対しても、非差別的かつ無償で通常実施権等を許諾等すること
- (2) いかなる者に対しても、非差別的かつ合理的な条件で通常実施権等を許諾等すること

3 会員は、他の者が提案する可視光通信規格につき、第2項(1)又は(2)の条件で通常実施権等を許諾等することができない必須特許権等（但し出願公開前のものを除く）が存在する場合、当該必須特許権等に係る発明等を開示し、策定中の可視光通信規格のどの部分が当該必須特許権等と抵触するかにつき、理事会において別途定める手続に従い、具体的に提示しなければならない。会員が、かかる手続を行わない場合には、当該必須特許権等につき、第2項(1)又は(2)の条件で通常実施権等を許諾等しなければならない。

4 会員は、自己が提案する可視光通信規格につき、必須特許権等を有する場合、当該必須特許権等につき、第2項(1)又は(2)の条件で通常実施権等の許諾等し

なければならない。

- 5 当法人は、可視光通信規格につき、第2項（1）又は（2）の条件で通常実施権等を許諾等されない必須特許権等（但し出願公開前のものを除く）が存在する場合には、当該必須特許権等の関係する仕様の削除あるいは変更を行う。

（必須特許権等の実施許諾）

第5条 必須特許権等を有する者と当該必須特許権等につき通常実施権等の許諾等を受けるとの実施許諾契約は、その当事者が直接に締結するものとし、当法人が交渉に介入することはなく、特許の紛争解決にも関与しない。

（互惠主義）

第6条 会員は、第4条第1項（1）又は（2）で定める条件で通常実施権等の許諾等を行わない会員に対しては、通常実施権等の許諾等をする義務を負わない。

（その他の義務）

第7条 会員は、本規約で定める内容以外の通常実施権等を許諾等する義務を負わない。

（必須特許権等の譲渡又は取得）

第8条 必須特許権等が第三者に譲渡された場合、必須特許権等の譲受人は、本規約で定めた義務を承継する。

- 2 会員は、新たに必須特許権等を取得した場合にも第4条第1項（1）又は（2）に定める条件で通常実施権等を許諾等するものとする。

（通常実施権等の存続）

第9条 会員が、会員である期間中に策定された規格における必須特許権等に関して負った義務は、当該規格については、会員が退会した後も存続し、当該必須特許権等に関する通常実施権等は、当該必須特許権等の有効期間中存続する。

（発効と改廃）

第10条 本規約は、平成26年8月5日より施行する。

- 2 本規約の改廃は理事会の決議をもって行う。